

宇陀市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

宇陀市長 竹内 幹郎

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
守道下出地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年 3月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 4経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：耕作放棄地を解消する
コメント：担い手がまとまった農地を効率的に利用し、今後懸念される高齢化及び担い手不足による耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。